

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表

改正案		現 行
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)		(任期付短時間勤務職員の給料月額)
第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)についての前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号。以下「給与条例」という。)の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号。以下「給与条例」という。)に定める給料表に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級及び号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第4条第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第9条の5第2項第2号	再任用短時間勤務職員	前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。以下同じ。)
第12条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超過したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第12条第4項	第2項	任期付職員条例第8条
第12条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が任期付職員条例第8条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その

		時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第15条の3	再任用職員	任期付短時間勤務職員

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第9条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

(給与条例の適用除外等)

第9条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

第10条 給与条例第4条第4項から第11項まで及び第4条の2の規定は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員には、適用しない。

2 給与条例第7条の2から第9条まで、第9条の3、第9条の4及び第24条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

3 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員に対する給与条例第20条の規定の適用については、同条中「昇給、昇格又は勤勉手当の支給」とあるのは「勤勉手当の支給」とする。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第9条の5第2項第2号及び第12条第2項の規定の適用については、給与条例第9条の5第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(委任)
第10条 省略

(委任)
第11条 省略